

諸外国における両立支援制度について（法制度の概要）

	イギリス	フランス	ドイツ	オランダ	ノルウェー	スウェーデン	アメリカ	（参考）日本
出産休暇								
・ 休暇期間	給付あり 9 ヶ月 （'07 に従来の 26 週から延長） ＋給付なし 26 週間 （産前 2 週間は 義務）	産前 6 週間 産後 10 週間 （産後 6 週間を 含む 8 週間は義 務）	産前 6 週間 産後 8 週間	16 週間 （産前 6～4 週 間、産後 10～12 週間のうち）	産前 12 週間 （うち 3 週間は 義務） 産後 6 週間（義 務） ※男性労働者は 2 週間	産前 7 週間 産後 7 週間	（育児休暇欄を 参照）	産前 6 週間 産後 8 週間 （産後 6 週間は 義務。6 週経過 後は本人が請求 し、医師が認め た場合就業可）
・ 取得要件		雇用され出産予 定のある女性	雇用され出産予 定のある女性	女性労働者及び 自営業者	男女労働者			雇用され出産予 定のある女性
・ 給付の有無	一部あり	あり （出産休暇手当）	あり （母性手当）	あり （賃金補償）	女性のみあり （出産手当）			あり （出産手当）
育児休暇								
・ 休暇名		養育休暇	両親休暇	育児休暇	育児休暇	育児休暇		育児休業
・ 休暇期間	5 歳未満（最長 13 週間、各年 4 週間まで、1 週 間単位）	満 3 歳まで	満 3 歳まで（両 親合わせて 3 年 間。労使合意に よりそのうち 12 ヶ月分を 3～ 8 歳までに取得 可能）	満 8 歳まで（フ ルタイム休× 13 週 or 契約労 働時間の 50% 休×6 ヶ月）	最長 3 年間（満 1 歳までは両親で 分割可能＋両親 で 1 年ずつ）	出産 10 日前か ら満 8 歳まで （父親・母親とも クォータ分 60 日＋譲り合える 分 135 日ずつ、 最大 480 日）	満 18 歳まで（各 休暇を合算して 年間各親 12 週 間）	満 1 歳まで（保 育所に入れない 場合等には 1 歳 6 ヶ月まで）
・ 時期分割の可 否	分割可能（各年 4 週間までしか 取れない）		労使合意により 4 回まで分割可 能。 最長 3 年間のう ち 12 ヶ月分を	労使合意により 3 回まで分割可 能		分割可能		特別の事情があ れば再度取得可 能

	イギリス	フランス	ドイツ	オランダ	ノルウェー	スウェーデン	アメリカ	(参考) 日本
			3歳を超え8歳までの間に取得可能。					
・ 休暇の形態	休暇	休暇 or 短時間勤務	休暇 (休暇中の短時間勤務可能：親一人 30 時間以内)	休暇 (時間分割可能であり、結果的に短時間勤務)	休暇	休暇 (時間分割可能であり、結果的に短時間勤務(勤務形態 4 パターンを選択))		休暇
・ 両親同時取得の可否			可能	可能		不可		原則可能
・ 短時間勤務について	※(別途「柔軟な働き方の申請権」あり)	育児休暇の1パターンとして週16～32時間勤務可能	育児休暇の1パターンとして週30時間(一人あたり)勤務可能	※(別途勤務時間短縮権あり)	※(別途「タイムコント」あり)	※(別途勤務時間短縮権あり)		※(別途事業主の措置義務あり)
・ 取得の際の勤続、企業規模要件	従業員数 15 人以上、1 年以上勤続	1 年以上同じ企業で勤続	6 ヶ月以上同じ企業で勤続	1 年以上同じ企業で勤続		過去 6 ヶ月(or 過去 2 年で 12 ヶ月)以上同じ企業で勤務	従業員数 50 人以上、前年 1250 時間以上勤務	・ 日々雇用の者を除く労働者 ・ 期間雇用者については勤続 1 年以上+1 歳を超えて引き続き雇用される見込み等が必要
・ 取得手続		1 週間前までに通告	7 週間前までに 2 年以内分の休暇につき取得時期を明らかにして請求	1 歳まで：速やかに届出 1 歳後：3 ヶ月前までに届出				1 ヶ月前までに申出(1 ヶ月を切ると開始日の繰り下げ可能)
・ 給付の有無	給付なし	労働時間に応じ	賃金の 67% 給	給付なし	賃金の 80% 給	390 日までは賃	給付なし	賃金の 50% 給

	イギリス	フランス	ドイツ	オランダ	ノルウェー	スウェーデン	アメリカ	(参考) 日本
		給付	付 ('07 導入の事実上のパパクオータ)		付 × 52 週 or100% × 42 週 を選択可能	金の 80%給付		付(10/1 より)
その他特徴的な制度								
・概要	○柔軟な働き方の申請権：6 歳未満の子を持つ親は、柔軟な働き方(労働時間の変更、勤務時間帯の変更、在宅勤務のいずれか)を申請可能(拒否可能事由が限定列举) ('07 に介護者にも拡大)。	○産後 1 年間は 30 分 × 2 回の授乳時間(権利)		○従業員 10 人以上の企業で 1 年以上雇用され、過去 2 年間に労働時間の変更を求めたことがない場合は、労働者が労働時間短縮可能(権利)。	○タイムコント：有給の出産・育児休暇期間のうち、母親の産前 3 週間産後 6 週間 + パパクオータ 4 週間を除く 39 週間 OR29 週間について、部分的に育児休暇を取得し、最大 2 年まで有給の育児休暇を取得可能。	○1 歳半から 8 歳 or 小 1 終了までの勤務時間 1/4 短縮(権利)。		○1 歳半までで育児休業をしない場合、1 歳以上 3 歳までの場合は次のいずれかを講ずる事業主の措置義務。 ・短時間勤務 ・フレックス ・始業終業時刻の繰り上げ/下げ ・所定外労働の免除 ・託児施設の設置運営 (1 歳~の場合は育児休業に準ずる措置も可)
父親休暇								
	○父親休暇 出産後 8 週以内に 1or2 週間の有給休暇('07 より、母親が職場復帰する場合は最長 26 週まで取得可能)	○父親休暇 出産から 4 ヶ月以内に連続して 11 日	○両親休暇 (育児休暇欄を参照)	○父親休暇 2 日間の有給休暇を取得可能	○出産休暇 (出産休暇欄を参照) ○パパクオータ (育児休暇欄を参照) 産後 6 週間の休暇後から 1 歳までの間で	○出産休暇 産後 60 日以内に最長 10 日間 ○パパクオータ (育児休暇欄を参照) 父親に 60 日間の割り当て。		なし

	イギリス	フランス	ドイツ	オランダ	ノルウェー	スウェーデン	アメリカ	(参考) 日本
					父親に4週間の割り当て。取得しなければ有給の休業期間が短縮される。			
看護休暇								
・ 休暇名		子どもに付き添うための休暇	看護休暇	短期看護休暇	看護休暇		(育児休暇の欄を参照)	子の看護休暇
・ 休暇期間、要件	16歳未満の子につき年間各親10日まで	20歳未満の子につき最長4ヶ月、2回更新可能	12歳未満の子につき年間10日まで+親一人25日まで	年間10日まで				小学校就学前の子を持つ労働者一人につき、年間5日まで
・ 賃金、給付の有無	無給	子どもに付き添うための手当	傷病手当金	事業主から賃金の70%	国民保険から賃金相当額		無給	無給
出典	②・③・④・⑤	①・②	①・⑥・⑦・⑧	①	①	②・⑨・⑩	②	

(出典)

- ① 海外情勢報告 2003～2004 (厚生労働省国際課)
- ② 「主要国における仕事と育児の両立支援策—出産・育児・看護休暇を中心に—」 山崎隆志 (「少子化・高齢化とその対策 総合調査報告書 (国立国会図書館))
- ③ Business Labor Trend 2006.1 (日本労働政策研究・研修機構)
- ④ JETROREPORT 2006.1 (JETRO LONDON 出向者レポート)
- ⑤ 労働政策講義第14回ジェンダー&ワークライフバランス (リクルートワークス研究所) 2006.10
- ⑥ 独の家庭政策について (在独日本国大使館) 2007.4
- ⑦ 「ドイツの連邦親手当・親時間法—所得比例方式の育児手当制度への転換」 斎藤純子 (「外国の立法」 (国立国会図書館調査及び立法考査局)) 2007.6
- ⑧ 「ドイツの子育て事情」 高島淳子 (日本労働研究雑誌) 2007.1
- ⑨ 「スウェーデンにおける男性の働き方と子育て」 永井暁子 (日本労働研究雑誌) 2005.1
- ⑩ スウェーデン企業におけるワークライフバランス調査 (内閣府経済社会総合研究所編) 2006.7